平成30年度第5回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関する ものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
	 ・大阪府の計画案に反対する。 ・今回、市街地の実情にあった内容に変更するということだが、中央環状線から西側地域は市街化が進み土地の使われ方が以前から大きく変化しており、都市計画が現状とあっていないように考える。 ・当組合は、団地内の老朽化した建物の耐震補強に多額の費用をかけるのであれば、建て替えて隣接する当組合の用地を有効活用といき考えている。しかし当組合用地は流通業務団地というでは、10分割に直結する長田エリアの制限をなくせば、20分割に直結する長田エリアの制限をなくせば、20分割に直結する長田エリアの制限をなくせば、20分割に直結する長田エリアの制限をならせばがある。 ・今回の変更案は部分的な見直しであり、流通業務市街地全体のあり方に関する検討が十分になされていないことから、これを早急に行うことを求める。 	今回変更する公益的施設用地の一部は、公益性のある施設の立地が進んだことない。今日辺地域で市街化が進みなどから、流通業務施設の駐車場とない。一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、